

刑 法

【平成23年】

- 因果関係
 - ・間接実現型
- 構成要件の故意
 - ・抽象的事実の錯誤
- 証拠隠滅罪（104条）
- 現住建造物放火罪（108条）
 - ・居住者のうち放火犯人を除き全員死亡している場合における現住建造物該当性
- 非現住建造物放火罪（109条）
- 死体損壊罪（190条）
- 嘱託殺人罪（202条後段）

【平成24年】

- 共同正犯（60条）
 - ・共謀共同正犯（練馬事件・最大判 S33.5.28・百 I 75）
 - ・共同正犯関係からの離脱
- 傷害罪（204条）
 - ・被害者の承諾（最決 S55.11.13・百 I 22）
 - ・方法の錯誤（最判 S53.7.28・百 I 42）
 - ・数故意犯説（最判 S53.7.28・百 I 42）
- 1項詐欺罪（246条1項）
- 過失運転致傷罪（自動車運転死傷行為処罰法5条）

【平成25年】

- 実行の着手（43条本文）
 - ・実行の着手
- 不能犯
 - ・方法の不能
- 共同正犯（60条）
 - ・共謀共同正犯（練馬事件・最大判 S33.5.28・百 I 75）
 - ・新たな共謀の成否
 - ・共謀の因果性
- 窃盗罪（235条）
- 1項詐欺罪（246条1項）
 - ・重要事項性

【平成26年】

- 正当防衛（36条1項）
 - ・自招侵害に対する正当防衛の成否（最決 H20.5.20・百 I 26）

- ・防衛の意思と攻撃の意思の併存（最判 H50.11.28・百 I 24）
- ・防衛手段の相当性（最判 S44.12.4）
- 2 項強盗罪（236 条 2 項）
 - ・処分行為の要否
 - ・財産的利益の具体性（大阪高判 S59.11.28：債務免脱目的での債権者の殺害）
 - ・殺意がある場合における強盗殺人罪の成否
- 強盗殺人未遂罪（243 条、240 条前段）
 - ・殺人の故意を有する者も「強盗」に含まれるか（最判 S32.8.1）
 - ・強盗殺人罪の既遂・未遂の判断基準
- 1 項詐欺罪（246 条 1 項）
 - ・処分行為に向けられた欺罔行為
- 横領罪（252 条）
 - ・詐欺の犯人から被害品の保管を委託された者による不法処分（大判 S13.9.1）
- 占有離脱物横領罪（254 条）
- 盗品等保管罪（256 条 2 項）
 - ・保管途中から盗品性の認識が生じた場合（最決 S50.6.12・百 II 76）
 - ・本犯の狭義の共犯についての盗品関与罪の成否（大判 T4.4.29、最判 S24.7.30）

【平成 27 年】

- 間接正犯
 - ・間接正犯の成否
- 共同正犯（60 条）
 - ・共謀共同正犯（練馬事件・最大判 S33.5.28・百 I 75）
 - ・65 条 1 項と 2 項の関係（最判 S31.5.24）
 - ・65 条 1 項の「共犯」には共同正犯も含まれるか（大判 M44.10.9）
 - ・業務上横領罪に共謀加担した非身分者の罪責（最判 S32.11.19・百 I 94）
- 受託収賄罪（197 条 1 項後段）
- 贈賄罪（198 条）
- 業務上横領罪（253 条）

【平成 28 年】

- 中止犯（43 条但書）
- 共同正犯（60 条）
 - ・共同正犯者間における中止犯の効果の連帯の有無
- 現住建造物放火罪（108 条）
 - ・現住建造物における放火時点での人の現在の要否（最決 H9.10.21・百 II 84）
 - ・複合建造物の一体性（最決 H 元.7.14・百 II 83）
 - ・現住建造物を自己所有非現住建造物であると誤認して放火した場合（抽象的事実の錯誤）
- 非現住建造物放火罪（109 条）
- 1 項詐欺未遂罪（250 条、246 条 1 項）

【平成29年】

- 間接正犯
 - ・間接正犯の成否
- 因果関係
 - ・被害者の特殊事情
- 構成要件の故意
 - ・因果関係の錯誤（大判 T12.4.30・百 I 15）
- 実行の着手
 - ・離隔犯における実行の着手時期（大判 T7.11.16・百 I 65）
- 不能犯
 - ・方法の不能
- 犯人隠避罪（103 条）
- 証拠偽造罪（104 条）
- 虚偽診断書作成罪（160 条）、同行使罪（161 条）
- 殺人未遂罪（203 条、199 条）
- 業務上過失致死罪（211 条前段）

【平成30年】

- 共同正犯（60 条）
 - ・共同正犯関係からの離脱
- 1 項強盗罪（236 条 1 項）
 - ・事後的奪取意思の事例における論点の応用
- 2 項強盗罪（236 条 2 項）
- 1 項詐欺罪（246 条 1 項）
- 横領罪（252 条）
 - ・預金の占有
 - ・横領罪と背任罪の区別

【令和1年】

- 遅すぎた構成要件の実現（ウェーバーの概括的故意）
 - ・第 1 行為と第 2 行為の一体性
 - ・因果関係（行為者の行為の介入）
 - ・因果関係の錯誤（大判 T12.4.30・百 I 15）
 - ・抽象的事実の錯誤
- 有印私文書偽造罪（159 条 1 項）
 - ・代理名義の文書の作成名義人（最決 S45.9.4・百 II 93）
 - ・代理名義の文書の有印性（最決 S45.9.4・百 II 93）
- 偽造私文書行使罪（161 条）
- 死体遺棄罪（190 条）
- 殺人罪（199 条）
- 重過失致死傷罪（211 条後段）

○横領罪（252 条）

- ・登記済不動産の「占有」
- ・横領罪と犯人罪の区別
- ・不動産売買による横領の既遂時期

【令和 2 年】

○誤想防衛

- ・狭義の誤想防衛
- ・防衛手段の相当性（最判 S44.12.4）
- ・過失の誤想防衛

○有印私文書偽造罪（159 条 1 項）

- ・賃貸借契約書の賃借人欄に変更前の氏名を記入した場合における「偽造」の成否（最判 S59.2.17：通称・偽名の使用）

○偽造私文書行使罪（161 条）

○傷害罪（204 条）

○傷害致死罪（205 条）

○過失致死罪（210 条）

- ・過失の誤想防衛

○2 項詐欺罪（246 条 2 項）

- ・建物賃貸借における詐欺の客体（大阪高判 H17.3.29）
- ・挙動による欺罔（最判 G29.4.26・H29 重判 2①：暴力団関係者によるゴルフ場の利用申込み）
- ・暴力団員であることや居室の使用目的が監視目的であることの重要事項性

【令和 3 年】

○構成要件的故意

- ・抽象的事実の錯誤

○幫助犯（62 条 1 項）

- ・片面的幫助
- ・不作為による幫助

○建造物等以外放火罪（110 条 2 項）

- ・「公共の危険」の意義（最決 H15.4.14・百Ⅱ85）
- ・「公共の危険」の認識の要否（最判 S60.3.28・百Ⅱ86）

○不作為による殺人罪（199 条）

- ・不真正不作為犯の実行行為性
- ・不作為犯の因果関係（最決 H 元.12.15・百Ⅰ4）

○同意殺人罪（202 条後段）

○窃盗罪（235 条）

- ・自己所有物の窃取（占有説 VS 本権説）

【令和 4 年】

○構成要件的故意

- ・具体的事実の錯誤（最判 S53.7.28・百 I 42）
- ・抽象的事実の錯誤

○間接正犯

- ・刑事未成年者の道具性（最決 S58.9.21・百 74、最決 H13.10.25）
- ・実行の着手時期
- ・間接正犯における実行の着手時期

○共同正犯（60 条）

- ・共謀共同正犯（練馬事件・最大判 S33.5.28・百 I 75）

○事後強盗罪（事後強盗既遂罪の成立を否定するための 3 つの理論構成）

- ・「暴行又は脅迫」の程度
- ・「暴行又は脅迫」が窃盗の機会の継続中に行われたこと（最判 H16.12.10・百 II 43）
- ・事後強盗罪における未遂・既遂の判断基準

【令和 5 年】

○遅すぎた構成要件の実現（ウェーバーの概括的故意）

- ・第 1 行為と第 2 行為の一体性
- ・因果関係（行為者の行為の介入）
- ・因果関係の錯誤（大判 T12.4.30・百 I 15）
- ・抽象的事実の錯誤

○死体遺棄罪（190 条）

○殺人罪（199 条）

○重過失致死傷罪（211 条後段）

○監禁罪（220 条）

- ・被害者が監禁の事実を認識していなかった場合における監禁罪の成否に関する可能的自由説と現実的自由説との対立（最決 S33.3.19）

○窃盗罪（235 条）

- ・占有者が死亡したと誤認した場合における占有侵害の認識の有無（最判 S41.4.8・百 II 29）
- ・利用処分意思（最決 H16.11.30・百 II 31）

○器物損壊罪（261 条）

- ・毀棄罪における毀棄概念（毀棄には隠匿や占有喪失も含まれるか）

【令和 6 年】

○共同正犯（60 条）

- ・結果的加重犯の共同正犯
- ・承継的共同正犯（最決 H24.11.6・百 I 82）

○同時傷害の特例（207 条）

- ・承継的共同正犯の事案における 207 条の適用の可否（最決 R2.9.30・R2 重判 4）

○窃盗罪（235 条）

- ・占有の存否（最決 H16.8.25・百 II 28）
- ・権利者排除意思（最決 S55.10.30・百 II 32）

【令和7年】

○具体的事実の錯誤

- ・ 客体の錯誤
- ・ 方法の錯誤（最判 S53.7.28・百 I 42）
- ・ 客体の錯誤と方法の錯誤が併存する事案で複数の既遂結果が生じた場合に成立する故意犯の個数（最判 S53.7.28・百 I 42 参照）

○共同正犯（60 条）

- ・ 共謀共同正犯（練馬事件・最大判 S33.5.28・百 I 75）
- ・ 共同正犯関係からの離脱

○詐欺罪（246 条 1 項）

- ・ 不動産の二重譲渡による第二譲受人に対する詐欺罪の成否（東京高判 H48.11.20）

○横領罪（252 条）

- ・ 登記済不動産の「占有」
- ・ 不動産が二重譲渡された場合における物の「他人」性
- ・ 不動産の二重譲渡による横領の既遂時期